【アメリカ】連邦刑務所監視法ー被収容者の人権等の保障ー

海外立法情報課 中川 かおり

*2024 年 7 月 25 日、司法省監察総監に連邦行刑局が管理する連邦刑務所の定期検査を義務付け、被収容者、職員等からの苦情を受理するオンブズマンを新設する法律が制定された。

1 経緯

アメリカの連邦刑務所(以下「施設」)「は、司法省連邦行刑局(Bureau of Prisons)により管理され、連邦法の違反により実刑判決を受けた者等(以下「被収容者」)を収容する²。施設は122か所存在し、被収容者は15万8005人、職員は3万5679人である³。近年、施設において、被収容者に対する職員の性的暴行、被収容者に対する他の被収容者による傷害等⁴が報じられ、また、被収容者の疾病等による死亡者数の多さ、被収容者の受診の遅れにつながり得る職員の不足等も問題とされてきた⁵。これらの人権侵害に対処する目的で、2024年7月25日、司法省監察総監(以下「監察総監」)に施設の定期検査を義務付け、施設の被収容者、職員等からの苦情を受理するオンブズマンを新設する連邦刑務所監視法⁶が制定された。これは、1978年監察総監法⁷のうち、司法省監察総監の職務を定める合衆国法典第5編第413条(以下「同条」)の規定にe項を追加するもので、従来の一般的な職務権限規定⁸から踏み込み、連邦行刑局に特化した監視体制を整備するものである。

2 概要

(1) 監察総監による施設の定期検査(同条e項(以下略)第2号(A)、(C))

監察総監は、施設⁹の定期検査を行う。司法長官は、監察総監に、施設(被収容者、職員等を含む。)及び監察総監が必要と判断する情報へのアクセスを保障する。監察総監は、リスクの高い施設に、より高い頻度で検査が行われるように検査スケジュール等を定期的に再評価する。

(2) 検査の基準(第2号(B))

施設の検査には、次の項目の評価を含めることができる。①被収容者の収容条件、②職員の 労働条件、③善時制¹⁰の適用、④被収容者に対する性的虐待を含む過剰な暴力の行使等に関す

^{*} 本稿におけるインターネット情報の最終アクセス日は、2024年12月4日である。[] 内は著者の補記である。

¹ 施設外のパトロールの有無、職員と被収容者の割合等のセキュリティ・レベルに応じて 5 つに区分されている。 *About Our Facilities.* Federal Bureau of Prisons website https://www.bop.gov/about/facilities/federal prisons.jsp

² このほか、州法の違反により実刑判決を受けた者等を収容する州刑務所、未決の者、刑期が短い者等を収容する郡 拘置所(jail)が存在する。

³ About Our Agency, Federal Bureau of Prisons website https://www.bop.gov/about/agency/

Michael Sisak, "Bill strengthening oversight of crisis-plagued federal prisons signed into law," PBS News, July 25, 2024, https://www.pbs.org/newshour/nation/bill-strengthening-oversight-of-crisis-plagued-federal-prisons-signed-into-law

⁵ 医療従事者が配置されている連邦刑務所は69%にとどまるとされている。170 Cong. Rec. H3373 (May 21, 2024).

⁶ Federal Prison Oversight Act, P.L.118-71, July 25, 2024. 施行は、同法を実施する予算措置が講じられてから 90 日後。

⁷ 各省庁等には、そのプログラム等の監査・調査を行い、それを監督する独立機関として監察総監が置かれている。

⁸ この規定に基づき、監察総監は、従来から施設に対して様々な検査を行ってきている。

⁹ 連邦行刑局が管理する連邦刑務所を指し、居住型社会復帰センターを含まない。同条 e 項第 1 号(C)。居住型社会復帰センターは、同局の委託を受け、釈放が近い被収容者に安全な環境、就職支援等を提供する。*About Our Facilities*. Federal Bureau of Prisons website https://www.bop.gov/about/facilities/residential reentry management centers.jsp>

¹⁰ 被収容者が施設内で勤勉と善行の保持に基づき、服役期間の短縮、仮釈放等を認める制度をいう。ここにいう善時

る信用できる申立て、⑤施設で発生した被収容者等の死亡、負傷等。

(3) 監察総監による報告書の提供、当該報告書に対する連邦行刑局の回答等(第2号(D)、(F))

施設の検査等の完了から6か月以内に、監察総監は、次の1以上の項目を取り上げる報告書の写しを、司法長官、公衆等に提供する。①被収容者の収容条件及び職員の労働条件の特徴、②施設の安全性の改善等のために行った勧告、③次回の検査と評価の日程の勧告等。監察総監による報告書の発行から60日以内に、連邦行刑局は、是正行動計画を含む当該報告書に書面で回答する。監察総監は、同局の是正行動計画の遵守状況を検査することができる。

(4) オンブズマンの設置等、権限の制限、苦情の当否に関する決定等(第3号(A)、(B)、(C))

同法の制定日から1年以内に、司法長官は、司法省にオンブズマンを設置する。オンブズマンは、被収容者、その家族擁護者¹¹、職員、被収容者又は職員の弁護士等から、被収容者又は職員の健康、安全、人権等に悪影響を及ぼす可能性のある虐待等、被収容者の収容条件、職員の労働条件等について苦情を受理し、調査等を行う。オンブズマンは苦情の調査が終了した時点で、①苦情の当否について決定を下し、②苦情申立人及び連邦行刑局に決定を伝え、③連邦行刑局に対して勧告する等を行う。

(5) オンブズマンによる決定後の措置(第3号(D))

連邦行刑局は、オンブズマンの決定後に、指定された期間内にオンブズマンからの問合せ、情報提供の要請に応じ、オンブズマンの勧告に対して講じた措置等を報告する。オンブズマンは、実施した調査に基づき、重大な健康、安全、労働条件等に関する問題が存在し、又は継続していると確信する場合には、その見解を司法長官及び該当する連邦議会の委員会に報告する。

(6) 監察総監及びオンブズマンの施設及び文書へのアクセス (第4号(A)、(C)、(D))

監察総監及びオンブズマン(以下「監察総監等」)は、要請を受けて、被収容者が使用する全ての領域、被収容者がアクセスできる全ての領域等へのアクセスを認められ、被収容者、職員等と非公開・秘密の面談を行うこと等を認められる。監察総監等は、検査等において必要な連邦行刑局が保持する記録等にアクセスする等の権利を有する。連邦行刑局は、監察総監等から書面で請求された場合には30事業日以内に、被収容者等の死亡、必要な治療の遅延等に関しては、監察総監等が期間延長に同意しない限り、10事業日以内に記録へのアクセスを提供する。

(7) 秘密保持(第5号)、苦情の申立方法(第6号)、報復の禁止(第7号)

[被収容者等と]監察総監等との通信等は秘密であり、秘匿特権付情報¹²として保護される。 オンブズマンは、そのウェブサイト上の安全なオンラインフォーム又は電話ホットラインを通じて、家族擁護者等が被収容者に代わって苦情等を申し立てられるようにする。連邦行刑局は、被収容者が直接に、又は外部の機関を通じてオンブズマンに苦情等を申し立てる方法を複数設ける。オンブズマンは、苦情等の申立後 5 事業日以内に受理を確認し、確認から 15 事業日以内に、講ずる措置の必要性についての決定書を申立人に提供する。連邦行刑局は、申立人、調査等を開始した者等の解雇、報復等を禁じられ、当該の解雇、報復等は、オンブズマンによる調査等の対象とされ得る。

制は合衆国法典第 18 編第 3632 条の規定に基づく。中川かおり「【アメリカ】2018 年ファースト・ステップ法(FSA) 善時制に関する施行規則の制定」 『外国の立法』No.291-2, 2022.5, p.28. https://doi.org/10.11501/12251718

¹¹ 被収容者の祖父母、親、兄弟姉妹、配偶者、子、親の兄弟姉妹、甥・姪、恋愛関係にある者、友人等。同条 e 項第 1 号(D)

¹² privileged correspondence. 文書又は口頭による情報の送り手及び受け手が法廷等で証言等を拒否できる情報。田中英夫ほか編『英米法辞典』東京大学出版会, 1991, p.666.